

議案第 1 4 号

高根沢町子ども・子育て会議条例の一部改正について

高根沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を、別紙のよう
に定める。

令和5年3月2日

高 根 沢 町 長 加 藤 公 博

高根沢町子ども・子育て会議条例の一部改正の概要について

1 改正理由

こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）の施行に伴い関係法律が整備され、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の一部が改正されることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1） 条ずれ対応

子ども・子育て会議の設置根拠規定である法第 77 条が第 72 条に繰り上がることから、これに対応するため引用規定を改めます。

（第 1 条及び第 2 条）

3 施行日

令和 5（2023）年 4 月 1 日

高根沢町条例第 号

高根沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

高根沢町子ども・子育て会議条例（平成25年高根沢町条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、高根沢町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 子ども・子育て会議は、法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、児童福祉法第8条第3項に規定する事項その他町長の諮問に応じて児童の健全育成及び子育ての支援に関する事項を調査審議するものとする。	（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、高根沢町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 子ども・子育て会議は、法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、児童福祉法第8条第3項に規定する事項その他町長の諮問に応じて児童の健全育成及び子育ての支援に関する事項を調査審議するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。